

別冊 3

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書（補正）

当社は、このたび、電気事業法等の一部を改正する法律附則第9条第1項の規定に基づき申請を行なった託送供給等約款(平成28年4月1日実施。)において、消費税等相当額を含んだ料金率等をもとに料金その他を算定し請求することといたしました。

なお、Ⅲ（料金）に定める料金率、65（受電地点への供給設備の工事費負担金）、68（供給地点への供給設備の工事費負担金）および附則12（契約の要件等についての特別措置）に定める工事費負担金の金額ならびに附則7（発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等についての特別措置）、附則12（契約の要件等についての特別措置）および別表2（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表5（離島ユニバーサルサービス調整）に定める離島基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ（料金）に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
接続送電サービス		
接続送電サービス料金		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	38.34	2.84
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	76.68	5.68
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	153.36	11.36
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	230.04	17.04
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	383.40	28.40
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	383.40	28.40
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	114.51	8.48

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	229.04	16.97
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき		
100 ボルトアンペアまでごとに	229.04	16.97
電灯標準接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	172.80	12.80
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合		
接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	124.20	9.20
接続送電サービス契約電流 5 アンペア	62.10	4.60
接続送電サービス契約電流 15 アンペア	186.30	13.80
電力量料金		
1 キロワット時につき	8.68	0.64
電灯時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19 (接続送電サービス) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	172.80	12.80
19 (接続送電サービス) (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合		
接続送電サービス契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	124.20	9.20
接続送電サービス契約電流 5 アンペア	62.10	4.60
接続送電サービス契約電流 15 アンペア	186.30	13.80
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	9.58	0.71

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
夜間時間		
1キロワット時につき	7.44	0.55
電灯従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	11.51	0.85
動力標準接続送電サービス		
基本料金		
19(接続送電サービス)(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	572.40	42.40
19(接続送電サービス)(2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	415.80	30.80
電力量料金		
1キロワット時につき	8.76	0.65
動力時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
19(接続送電サービス)(2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	572.40	42.40
19(接続送電サービス)(2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合		
接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	415.80	30.80
電力量料金		
昼間時間		
1キロワット時につき	9.69	0.72
夜間時間		
1キロワット時につき	7.53	0.56
動力従量接続送電サービス		
1キロワット時につき	18.14	1.34

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	675.00	50.00
電力量料金		
1 キロワット時につき	2.66	0.20
高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	675.00	50.00
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	3.00	0.22
夜間時間		
1 キロワット時につき	2.20	0.16
高圧従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	13.73	1.02
特別高圧標準接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	448.20	33.20
電力量料金		
1 キロワット時につき	1.35	0.10
特別高圧時間帯別接続送電サービス		
基本料金		
接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	448.20	33.20
電力量料金		
昼間時間		
1 キロワット時につき	1.50	0.11
夜間時間		
1 キロワット時につき	1.18	0.09
特別高圧従量接続送電サービス		
1 キロワット時につき	8.69	0.64

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い		
ピークシフト割引額		
ピークシフト電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	572.40	42.40
特別高圧で供給する場合	380.16	28.16
	円	円
臨時接続送電サービス		
臨時接続送電サービス料金		
電灯臨時定額接続送電サービス		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	3.40	0.25
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	6.79	0.50
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合		
100ボルトアンペアまでごとに	6.79	0.50
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	67.94	5.03
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合		
1キロボルトアンペアまでごとに	67.94	5.03
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき	122.49	9.07
	円	円
予備送電サービス		
予備送電サービス料金		
予備送電サービスA		
予備送電サービス契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給する場合	77.76	5.76
特別高圧で供給する場合	69.12	5.12

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
予備送電サービスB		
予備送電サービス契約電力 1 キロワットにつき		
高圧で供給する場合	98.28	7.28
特別高圧で供給する場合	98.28	7.28

(2) 65(受電地点への供給設備の工事費負担金)および附則 12 (契約の要件等についての特別措置) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円	円
発電設備からの出力により、当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で、これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときの工事費負担金		
新増加契約受電電力 1 キロワットにつき	3,780.00	280.00

(3) 68(供給地点への供給設備の工事費負担金)に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円	円
供給側接続設備の工事費負担金		
低圧または高圧で供給する場合		
架空供給側接続設備の場合		
超過こう長 1メートルにつき	3,348.00	248.00
地中供給側接続設備の場合		
超過こう長 1メートルにつき	27,216.00	2,016.00
特別高圧で供給する場合		
工事費		
架空供給側接続設備の場合		
(工事こう長 100メートル当たり)		
新増加接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき		
標準電圧30,000ボルトで供給する場合	345.60	25.60
標準電圧60,000ボルトで供給する場合	172.80	12.80
標準電圧140,000ボルトで供給する場合	86.40	6.40

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円	円
地中供給側接続設備の場合 (工事こう長 100 メートル当たり) 新増加接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき		
標準電圧30,000ボルトで供給する場合	637.20	47.20
標準電圧60,000ボルトで供給する場合	540.00	40.00
標準電圧140,000ボルトで供給する場合	216.00	16.00
当社負担額 新増加接続送電サービス契約電力 1 キロワットにつき	5,400.00	400.00

(4) 附則 7 (発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等についての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等 1 キロワット時につき	35.19	2.61
発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等 1 キロワット時につき	15.72	1.16

(5) 附則 12 (契約の要件等についての特別措置) に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
負荷変動対応補給電力料金単価等 1 キロワット時につき	35.19	2.61
負荷変動対応余剰電力料金単価 1 キロワット時につき	15.72	1.16

(6) 別表 2 (近接性評価地域および近接性評価割引額の算定) に定める料金率

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
近接性評価割引単価		
1 キロワット時につき		
受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合	0.54	0.04
受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえ 140,000ボルト以下の場合	0.43	0.03
受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場 合	0.22	0.02

(7) 別表 5 (離島ユニバーサルサービス調整) に定める離島基準単価

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
	円	円
定額制供給の場合		
電灯定額接続送電サービス		
電灯料金		
10 ワットまでの1灯につき	0.004	0.000
10 ワットをこえ 20 ワットまでの1灯につき	0.009	0.001
20 ワットをこえ 40 ワットまでの1灯につき	0.017	0.001
40 ワットをこえ 60 ワットまでの1灯につき	0.025	0.002
60 ワットをこえ 100 ワットまでの1灯につ き	0.042	0.003
100 ワットをこえる1灯につき 100 ワットま でごとに	0.042	0.003
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの1機器につき	0.013	0.001
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペ アまでの1機器につき	0.025	0.002
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき		
100 ボルトアンペアまでごとに	0.025	0.002
電灯臨時定額接続送電サービス		
1日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.000	0.000
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボル トアンペアまでの場合	0.001	0.000



区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
	円	円
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	0.001	0.000
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	0.006	0.000
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	0.006	0.000
動力臨時定額接続送電サービス		
臨時接続送電サービス契約電力1キロワット1日につき	0.008	0.001
	円	円
従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.001	0.000